

仙台市特別養護老人ホーム優先入所指針

仙台市老人福祉施設協議会
仙 台 市

1 指針の目的

特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)の入所に関し、入所する方については原則要介護3以上に限定するが、要介護1又は2の方であっても、施設以外での生活が著しく困難と認められる場合は、市の適切な関与の下、特例的に施設への入所を認める(以下「特例入所」という。)こととする。

また、入所の必要性が高い要介護者を優先的に入所させ、かつ入所決定過程の公平性・透明性を確保するため、市内の施設において必要な入所に関する手続き及び基準等の基本的な事項を定めることにより、施設入所の円滑な実施を進める。

2 入所申込方法

- ①所定の「入所申込書兼状況調査票」に必要事項を記載し、入所を希望する各施設へ申し込むこととする。
- ②要介護1又は2の方の入所申込みについては、(別紙1)<特例入所の取り扱いについて>のとおりとする。

3 入所評価基準

入所にあたっては、入所申込者本人の状況等を入所評価基準(別表)に基づいて点数化し、点数の高い者から入所選考者名簿の上位に登載し、原則として名簿上位の者から入所させる。

- | | |
|---------------|-------|
| ① 本人の状況(要介護度) | 最高40点 |
| ② 介護者の状況 | 最高30点 |
| ③ その他の個別事情 | 最高30点 |

4 入所検討委員会

(1) 入所決定に係る事務を行うため、施設は、施設長を含む3人以上の施設職員等で構成する入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、必要に応じて開催することとし、以下の事務を行う。

- ①入所評価基準「その他の個別事情」の点数化に関すること
- ②特例入所の判定

(別表)

特別養護老人ホーム入所評価基準

1. 本人の状況(40点)

区分	点数
要介護5	40
要介護4 認知症有*の要介護3	35
要介護3 特例入所(認知症・知的障害等有)の要介護2 特例入所(被虐待の疑い有)の要介護2	30
特例入所(認知症・知的障害等有)の要介護1 特例入所(被虐待の疑い有)の要介護1	25
特例入所(介護サービス供給等不十分)の要介護1又は2	20

* 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上

特例入所(認知症・知的障害等有)の認知症高齢者の日常生活自立度はⅢa以上

2. 介護者の状況

(1)介護者のいない場合	30
(2)介護者がいる場合(上限30点)	
①主たる介護者が、要介護状態、身体障害者、知的障害者、認知症高齢者等である。	30
②主たる介護者が、要支援状態等である	25
③主たる介護者が、複数の介護や育児を行っている	20
④主たる介護者が、フルタイムで就業している	15
⑤主たる介護者が、パートで就業している	10
⑥主たる介護者が75歳以上である	10
⑦主たる介護者が、70歳以上75歳未満である。	5

3. その他の個別事情(30点)

他の個別事情(施設裁量) *例示のみ	点数
・ 入院先から退院を迫られている ・ 住居の立ち退きを迫られている ・ 地域性の考慮 ・ その他特別に入所検討委員会が認める事情	30

(別紙1)

<特例入所の取り扱いについて>

(1) 入所申込みについて

要介護1又は2の方の入所申込みについては、特例入所要件に該当する理由を具体的に記載し、申し込むこととする。

なお、特例入所要件に該当する旨の申立てがない者の取り扱いについては、各施設に委ねることとする。

(2) 特例入所の対象者について

特例入所要件の判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難であるやむを得ない理由として、下記の事情を考慮することとする。

- ① 認知症であることにより、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないこと。

(3) 入所申込み受付後の取り扱いについて

特例入所の申込みを受けた際または入退所の際には、『特別養護老人ホームの「特例入所」に係る取り扱いフロー』(別紙2)のとおりとする。